

## セルフメディケーション税制とは？

(医療費控除の特例) <https://www.nomura-kaikei.biz/>

**Q** ドラッグストアなどで指定された医薬品を購入した場合、医療費控除が受けられると聞きました。そのポイントを教えてください。

**A** 通常の医療費控除は、1年間に支払った医療費の合計が10万円(※)を超えなければ適用されません。しかし、一定の定期健康診断などを受けている人で、1月1日～12月31日までの1年間でスイッチOTC医薬品の購入(家族分を含む)が1万2,000円を超えた場合は、その超える部分の金額(8万8,000円を限度)が所得から差し引かれ、所得税や住民税が軽減されます。

※1. 所得金額が200万円未満の人は所得金額の5%です。

2. 通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の重複適用はできません。

### ▶ セルフメディケーション税制

#### (1) 対象となる人

<p>セルフメディケーション税制</p> <p>※ セルフメディケーション(自己治療)とは軽い病気やけがを医師の治療を受けることなく、市販薬などで自分で治療することをいいます。</p>	<p>① 下記のいずれかの健診などを受けている</p> <p>イ：特定健康診査                      ロ：予防接種                      ハ：定期健康診断 (いわゆるメタボ健診)                      (事業主健診)</p> <p>ニ：健康診査                              ホ：がん検診</p> <p>② 1月～12月までの1年間に、対象となる特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)を購入した金額が1万2,000円を超えている</p>
--	--

※1. 確定申告する人と親族の両方が各種健診(検診)などを受ける必要はありません。

2. 一定の取り組みと対象医薬品の結び付きは問いません。(たとえば予防接種を受けて胃薬を購入してもOKです)

#### (2) 特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)

スイッチOTC医薬品とは、医師の処方が必要だった医薬品のうち、処方せんがなくても薬局やドラッグストアで買える医薬品に転用(スイッチ)されたものです。

※ 対象となる医薬品の多くにそのパッケージに共通識別マーク(下図)が表示され、レシートには対象医薬品であること(★印など)が表記されています。



#### (3) セルフメディケーション税制の適用手続き

適用を受けるには、確定申告書に次の①および②の書類の添付または提示が必要です。(③は添付)

① 健診(検診)等の受診を証明する書類(領収書または結果通知表)

② 対象医薬品レシート(領収書)

③ 所定の“セルフメディケーション税制の明細書”

※1. 確定申告をe-Taxで申告している人は、①②の書類添付等を省略できます。

2. 令和3年分以後の通常の申告も①②の添付等が省略できます。(領収書等は5年間保存)

3. スイッチOTC医薬品を購入した翌年3月15日までに、税務署に確定申告をしてください。

(年末調整では適用不可)

(ワンポイントアドバイス) 1年間に特定一般用医薬品等の購入費が  
1万2,000円を超えれば確定申告!

※ 令和6年1月現在の税制に基づいています。今後税制改正があった場合内容が変わります。